

# 高圧絶縁抵抗計修理

件名	高圧絶縁抵抗計修理							
図面名称	表紙							
縮尺	一	図面番号	1 / 2	作成年月日	令和5年 5月 9日			
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画	管財	施設管理	電気係	作成者	
県田	臺山	小頭	田野	原	宮本	水元	山崎	
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科								

# 仕 様 書

1 件 名 : 高圧絶縁抵抗計修理

2 場 所 : 大分県由布市湯布院町川上941  
陸上自衛隊湯布院駐屯地

3 適用範囲 : 本仕様書は、湯布院駐屯地で使用する高圧絶縁抵抗計の修理及び校正試験について適用する。

4 概 要 : 高圧絶縁抵抗計修理及び校正試験 1台

(1) 製品型番 D I — 10型

(2) 製造元 ムサシインテック製

ア 内蔵電池取替 ユアサ NP1.2-12. 12V 1.2Ah

イ 定格電圧確認 DC1~10KV

ウ 有効測定範囲確認 10MΩ ~ 100,000MΩ

エ 許容差(有効測定範囲内)の確認 指示値の±10%以内

オ 内蔵バッテリー充電回路の確認 (バッテリー充電が正常に行われているか。)

## 5 一般事項 :

- (1) 本作業は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後・主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影(デジタルカメラ可)し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告することとし、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業が終了した際は、校正検査の試験成績を提出する事。

## 6 特記事項 :

- (1) 指示計器の機械的0位を確認し、計測誤差の範囲を基準値±10%以内にて調整するものとする。尚、0位確認が出来ない場合は部品交換を実施する事。
- (2) 計測機器の試験コードについて、経年劣化による絶縁性能低下が無い事を確認し、不良と判断された場合は更新する事。
- (3) 宮側の電気・水道を使用する場合は、使用した料金を徴収する。
- (4) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

件 名	高圧絶縁抵抗計修理				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	2 / 2	作成年月日	令和5年5月9日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科					